

行政、住民相方それが指定する機関において、アスベスト含有の有無を分析調査により、明らかにすること。

アスベストに関する健康被害者数は、年々増加傾向を辿っており、現在のアスベスト飛散源のほとんどが、解体工事現場です。川崎南高でも、十分な事前調査がされず、アスベストの存在に気づかず解体されてしまい、住民の健康が脅かされていると同時に多くの方が不安を抱えています。

神奈川ネットワーク運動
川崎市議会議員団



そこで、以下の点について、貴党の見解を伺います。

- ① アスベストによる健康被害、大気汚染などのアスベスト公害について、貴党の見解を伺います。

アスベストについて、1955年くらいから使われ始め、1975年に特定化物質等障害予防規則で5%を超える吹付け作業が禁止されるまで継続して使われていました。更に、ロックウールや耐火被覆板も1980年まで建材として使用されていました。アスベストによる健康被害は、~~多言語~~ 外国でも報告されていたにもかかわらず、使用と許可し続けていた国の責任は大きいと考えます。

- ② 現在も、建物の解体に伴い、アスベストを含んだ粉じんが、周囲に飛散している状況が続いており、住民の健康被害に対する不安は増大しています。この住民が持つ不安について貴党の見解を伺います。

解体作業においては、周囲への飛散や労働者の収入を防ぐ観点から、法律での規制があります。解体中にも、また、不安が増大している現状は、大気汚染防止法や石綿障害予防規則などが遵守されていないものと考えます。

- ③ 市長らに対して行なった、私たちの2点（1枚目ア、イ）の要望について貴党の見解を伺います。

作業現場の隔離、立ち止りを定めています。立会いは、健康面からも、行うべきではあります。採取日を事前に市民へ公表し、分析することとは、互いの言い分を明らかにする溝にも、有効な手段と考えます。

- ④ ③に賛成頂けた場合、貴党は、まず工事を一旦中止させ、私たち住民と行政と共に現地に赴き、立入り調査を行う意思があるか伺います。また、③に反対であれば、その理由をご記入ください。

議員が多くの立ち合うこと、多くの市民が立ち合うこと（今まで充分にされてることは、承知していますか？…）が、必要だと思います。日程がみえれば、一市民として参加はしていただきたいと考えています。

- ⑤ 特定非営利活動法人「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」の報告によれば、川崎南高校周辺で、アスベスト飛散が確認されています。今後、起こりえる周辺住民への健康被害を考慮し、追跡調査を行なうことの必要性について貴党の見解を伺います。

アスベスト被害は、すぐに現れるものではない為、追跡調査は難しいものと考えます。

- ⑥ 今後も、建物の解体・改修工事の増加に伴い、アスベスト除去工事件数、アスベスト飛散事故の件数の増加が懸念されています。解体工事に伴う事前調査や工事中の監視体制などの強化を図ることを目的とするアスベストに関する条例の制定の賛否について、貴党の見解を伺います。

② で書いた法律、規制で足りない場合、検討は必要かと考えます。

- ⑦ その他、住民の不安の解消の為、貴党に具体案があれば、ご記入下さい。

解体、除去が、法、規制通りに行われていない様には聞いています。
飛散防止の湿润化や、保護具の装着などの徹底や、特別教育の充実が更に必要と考えます。
(水を撒くのもしく)

市長が、今年6月26日の本会議で答弁されていましたように住民の健康に関わる重大な問題であるので、是非、住民の不安の解消のために、貴党にもご尽力していただきたく、お願いを申し上げます。

尚、本公開質問状に対する回答は、来る市長選前の貴党のアスベスト公害に対する見解、また、住民の不安に対する考え方として受け止め、広く市民に公開したいと考えております。

また、ご返答を9月17日までに頂きたいと、併せてお願い申し上げます。

御多忙だと存じますが何卒よろしくお願ひ申し上げます。